

浄化槽保証制度に関する規約実施要綱

(平成 22 年 10 月 6 日 制定)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この実施要綱は、「浄化槽保証制度に関する規約」(以下「規約」という。)第 14 条の規定に基づき、保証制度の運営に関する事項を定め、制度の円滑な推進を図ることを目的とする。

第 2 章 浄化槽中間立会検査制度

(浄化槽工事業者の責務)

第 2 条 浄化槽工事業者(以下「工事業者」という。)は、浄化槽の工事にあたって浄化槽法で規定する技術上の基準及び浄化槽設備士の設置等の規定を遵守し、適正な工事に努めなければならない。

(中間立会検査の申込み)

第 3 条 工事業者は、浄化槽の埋設日の 3 日前までに「浄化槽中間立会検査申込書」(別記様式第 1 号)によりセンターに対し中間立会検査の申し込みを行わなければならない。

2 工事業者が中間立会検査の日時等の変更を希望する場合は、中間立会検査申込み日の前日の午前中までにセンターに連絡しなければならない。なお、前日が、土曜、日曜及び祝祭日に係る場合には、その前日までとする。

(中間立会検査の事前準備)

第 4 条 工事業者は、センターの立会検査員が現場でのベースコンクリート打設の確認を容易にするため、本体据付け時のベース上への敷砂は、全体でなく本体部分のみとする。

2 工事業者は、中間立会検査申込み日の前日までに標準作業工程に従い、浄化槽据付並びに水張りを行う。

(中間立会検査の実施等)

第 5 条 センターは、工事業者からの申込みに基づき、中間立会検査を実施する。

2 立会検査員は、「中間立会検査結果報告書」(別記様式第 2 号)に基づき、中間立会検査に係る必要事項を確認する。

3 当該浄化槽工事に係る浄化槽設備士は、中間立会検査には必ず立ち会うものとする。

4 センターは、中間立会検査の日時に調整がつかない場合、事前に、工事業者に連絡するものとする。

なお、工事の都合で調整がつかない場合は、浄化槽工事業者は次に掲げる工程写真を工事完了後 20 日以内にセンターに提出しなければならない。

ただし、工程写真は、浄化槽法第 30 条に規定する標識を掲示したものの他工事箇所ごとの写真を提出しなければならない。

- (1) 設置場所
- (2) 掘削工事(水替え・山留め等)
- (3) 栗石地業
- (4) 基礎コンクリート(コンクリート養生後含む)
- (5) 本体据付工事(水準器による確認)
- (6) 埋戻し工事(購入土等)
- (7) 完成工事

5 工事業者は、国又は地方自治体による浄化槽設置整備事業に係る交付金を受けた浄化

槽工事を行うときは工程写真を遅滞なく当該市町に提出するものとする。

(資料の保存)

第 6 条 センターは、中間立会検査時の「中間立会検査結果書」及び工事業者から提出を受けた「中間立会検査申込書」、「工程写真」等の資料を 5 年間保存しなければならない。

(中間立会現場の提出書類)

第 7 条 工事業者は、立会検査員による現場立会いを実施した場合、兵庫県浄化槽指導要綱に規定する「使用開始検査等申込書」(センター送付用)を提出するものとする。

なお、第 5 条第 4 項による場合には、同条第 5 項に規定する工程写真と合わせセンターに提出するものとする。

(製造業者への報告)

第 8 条 センター会長は、中間立会検査を行った浄化槽について当該浄化槽製造業者に報告するものとする。

(工事上の異常時の対応)

第 9 条 センター会長は、立会検査員による中間立会検査の結果において浄化槽の工事に問題があると疑われる場合には、第 25 条に規定する浄化槽保証制度審査委員会の審議に付託するものとする。

2 前項の規定は、第 5 条第 4 項で規定した工程写真で工事上の問題があると疑われる場合も同様に適用する。

第 3 章 中間立会検査の特例

(目的)

第 10 条 センター会長は、規約第 5 条第 5 項の規定に基づき前章に規定する中間立会検査の特例として、特別認定設備士(以下「特認設備士」という。)制度を創設することで中間立会検査の円滑な運営を図る。

(認定の要件)

第 11 条 センター会長は、次に掲げる事項を満たした者でなければ特認設備士の資格を付与してはならない。

(1) この法人が開催する「新規登録設備士特別講習会」の受講後、1 年を経過した者。

(2) 当該設備士が設置した浄化槽工事において、過去 2 年間瑕疵責任等違反行為がなかった者。

(認定方法)

第 12 条 特認設備士の資格を得ようとする者は、特別認定設備士資格申込書(別記様式第 3 号)をセンターに提出しなければならない。

2 センター会長は、第 25 条に規定する浄化槽保証制度審査委員会の承認を得て、認定書(別記様式第 4 号)を交付する。

3 特認設備士の有効期間は、3 年間とする。

4 前項の有効期間内に瑕疵責任等違反行為がなかった者は、期間を延長するものとする。

(中間立会検査の特例)

第 13 条 前条に基づき認定を受けた特認設備士は、センターが行なう立会検査員の代位として自ら施工する浄化槽工事に関して、自らの責任において適正な工事の確認を行うものとする。

2 特認設備士は、第 5 条第 2 項に規定する「中間立会検査結果報告書」(別記様式第 2 号)に工程写真を添付して、工事完了後 20 日以内にセンターに提出しなければならない。

(資格の取消)

第14条 センター会長は、特認設備士が法令、定款及び規約等に規定した義務に反した行為を行った場合、第25条に規定する浄化槽保証制度審査委員会で審査し、理事会の承認を得て資格を取り消すことができる。

第4章 浄化槽工事保証制度

(工事保証)

第15条 浄化槽工事保証制度(以下「工事保証」という。)は、浄化槽工事業者が担う工事上の保証に関する運営について定める。

(工事保証登録の申請)

第16条 浄化槽工事保証の申請は、浄化槽法第5条等に基づく申請書類「使用開始等検査申込書」(7条検査申込み用紙)が工事保証の登録申請として扱い工事業者からセンターに送付される時点で申請を受け付けたものとする。

(工事保証対象)

第17条 工事保証は、浄化槽法第7条及び第11条に規定する検査等において、浄化槽の機能に異常があると判定され、原因者が特定できない場合又は原因者による費用負担が著しく困難な場合に保証するものとする。ただし、その機能の異常が次の各号に掲げる免責事項のいずれかに該当する場合には、保証制度による保証は行わないものとする。

- (1) 浄化槽の製造上又は維持管理上の瑕疵による場合
- (2) 地震、噴火、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨等の自然変象による場合
- (3) 地盤の変動、土砂崩れ等地盤の組織、地質又は地形に起因した事由による場合。
- (4) 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
- (5) 浄化槽の管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理又は通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合
- (6) 浄化槽の自然の消耗・摩擦・さび・かび・変質・変色その他類似の事由による場合
- (7) 保証登録当時実用化されていた技術では予防することが不可能な現象又はこれが原因で生じた事故による場合。
- (8) 植物の根等の成長が原因の場合。
- (9) 浄化槽の上又は付近に、車両等の重量物を載せることによる場合。ただし、当該重量物が積載されることを前提として設置工事が行われている場合を除く。
- (10) 浄化槽の設置者の指図に対し浄化槽工事業者がその不適当なことを指摘したにもかかわらず設置者が採用させた施工方法若しくは資材に瑕疵があった場合

(保証申立て)

第18条 規約第6条第2項に定める申請は、別に定める保証申立書(別記様式第5号)により行うものとする。

(修補等の費用)

第19条 修補等に要する費用の負担については、保証基金積立資産から支払うものとする。

第5章 浄化槽水質保証制度

(水質保証)

第20条 浄化槽水質保証制度(以下「水質保証」という。)は、浄化槽保守点検業者及び清掃業者が担う水質保証の運営について定める

(維持管理業者の責務)

第21条 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者は、浄化槽法で規定する技術上の基準を

遵守し、適正な維持管理に努めなければならない。

(維持管理業者等への引渡)

第 22 条 当該浄化槽の工事を請け負った工事業者は、工事完了引渡し時にハウスメーカー(居住者が確定している場合は同席)及び維持管理業者並びにセンターと工事完了引渡しの立会日等の調整を行い、立ち合いのうえで引渡しを行うものとする。

2 センターは、前項の立会で浄化槽管理者(ハウスメーカー等)に対して、設置届出等の添付書類として交わされている「浄化槽維持管理等委託契約書」と法定検査を含む契約の履行及び「浄化槽設置工事完了引渡確認書」(別記様式第 6 号)により確認するものとする。

3 同条第 1 項においてセンターが立会いできない場合には、工事業者は別紙、「浄化槽設置工事完了届」(別記様式第 7 号)をセンターに提出する。

ただし、当該工事業者はハウスメーカー等と適宜調整を図り、浄化槽管理者が決定しない場合には、速やかにセンターに報告しなければならない。

4 浄化槽法第 7 条検査及び同法第 11 条検査等において、維持管理業者との委託契約が交わされていない場合は、管轄する行政に指導を要請するものとする。

(保証採水の実施)

第 23 条 水質保証に係る保証採水は、次のとおり実施し、検査結果については、当該浄化槽の保守点検業者及び清掃業者に通知するものとする。

(1) 保証採水は、法 7 条検査実施後の概ね 6 ヶ月経過後に BOD 検査を行うものとする。

(2) 保証採水の結果、BOD 検査値が 31mg/l 以上の場合には、法第 11 条検査の概ね 6 ヶ月後に再度 BOD 検査を行うものとする。ただし、法第 11 条検査の結果 BOD 検査値が 31mg/l 未満は除く。

(保証シールの交付)

第 24 条 センター会長は、法定検査及び保証採水の結果により適正(概ね適正含む)と確認された場合、当該浄化槽の事業委託を受けている保守点検業者に保証採水の検査結果の送付と合わせ別に定める「センター保証シール」(別記様式第 8 号)を交付するものとする。

2 センター保証シールは、フロア等の見やすい箇所にシールを貼付しなければならない。

第 6 章 浄化槽保証制度審査委員会

(目的)

第 25 条 浄化槽保証制度審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、保証制度の業務に係る審査等の運営について定める

(所掌事務)

第 26 条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 保証制度規約に基づく申立ての審査に関すること。

(2) (社)全国浄化槽団体連合会の浄化槽機能保証制度の審査に関すること。

(3) その他保証制度に係る保証申立て等に関すること。

(事前調査)

第 27 条 会長は、審査委員会に付託する前に事務局に事前調査を命ずることができる。

(開催)

第 28 条 会長は、前条の事前調査の結果等を踏まえ審査委員会の委員長に審査の指示を行うものとする。

2 委員長は、会長の指示を受けて 10 日以内に委員を招集し、審査委員会を開催する。

(審議結果報告)

第 29 条 委員長は、保証の申立てに対して審議した結果を会長に書面をもって報告しなければならない。

第 7 章 改善要請に従わなかった場合の措置

(改善の要請)

第 30 条 会長は、審査委員会の審査結果に基づき、保証制度に基づく改善等が必要と判断するときは、速やかに修補等を行い、結果を理事会に報告するものとする。

2 会長は、当該原因者が前項の改善の指示に従わずこれにより保証制度に対する信頼が著しく損なわれる恐れがあると判断するときは正副会長会の審議を経て、理事会に付するものとする。

第 8 章 要綱等の改正等

(要綱の改正)

第 31 条 この実施要綱の改正は、理事会の決議を得なければならない。

2 会長は、保証制度の運営に際し必要と認める場合、要領を定めることができる。

附 則

この実施要綱は、一般社団法人兵庫県水質保全センターの設立の登記の日から施行する。

様式第1号及び第2号

浄化槽中間立会検査申込書

申込先：一般社団法人兵庫県水質保全センター TEL(078)306-6021 FAX(078)306-6038

中間立会申込書			受付番号				
申込日	平成 年 月 日	申込担当者					
設置者氏名							
設置場所							
工事立会 申込業者	業者名			センター会員番号			
	担当設備士氏名			TEL:			
	登録設備士証交付番号	第	号	FAX:			
申請書施工事業者	業者名			センター会員番号			
本体仕入先	業者名			センター会員番号			
取扱業者	業者名			センター会員番号			
メーカー名			型式			人槽	
第7条用紙番号			製造シール番号				
国・地方自治体の助成金に係る保証制度適用(どちらかを○で囲んで下さい)				有	無		
立会希望日	平成 年 月 日	午前		時	・	午後	時

地図

N

中間立会検査結果報告書

チェック事項			浄化槽埋設時の確認事項		
設置届の届出確認	済	未了	グリ石地業の確認	済	未了
グラウンドラインの確認	済	未了	スレコンクリート打設の確認	済	未了
導入管底の確認	GL-	m/m	槽本体の水平の確認	済	未了
放流管底の確認	GL-	m/m	水張りの確認	済	未了
嵩上げ寸法の確認	GL-	m/m	水締めの確認	済	未了

特記事項・水張り、埋め戻し用(購入土等)、水準器他設備士証の確認等、所見記入欄

浄化槽
製造番号

以上の通り、現地に於て確認しました。

平成 年 月 日

立会検査員氏名

印

(様式第3号)

特別認定設備士資格申込書

平成 年 月 日

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 殿

私は、浄化槽保証制度に関する規約実施要綱第10条に規定する特別認定設備士制度に基づく下記の新規登録設備士特別講習会を受講いたしますので、特別認定設備士の資格を付与くださるよう申し込みます。

記

[新規登録設備士特別講習会]

講習会受講予定日	平成 年 月 日
申込者	社名 _____ 所在地 _____ 電話 _____ () _____ FAX _____ () _____ 氏名 _____ 生年月日 昭・平 年 月 日
	設備士免状交付日 昭和・平成 年 月 日 設備士免状番号 第 号

(様式第4号)

認定番号
第 号

特別認定設備士認定書

氏名 _____
(年 月 日生)
設備士免状番号 第 号

貴方は、平成 年 月 日開催の新規登録設備士特別講習会を修了しましたので、浄化槽保証制度に関する規約実施要綱第12条第2項の規定に基づき特別認定設備士認定書を交付します。

平成 年 月 日

一般社団法人兵庫県水質保全センター
会長 ○ ○ ○

(様式第5号)

保証申立書

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 殿

この度、浄化槽保証制度に関する規約実施要綱第18条の規定に基づき、以下の浄化槽の機能異常等について保証申立てをいたします。

[申立者]

申立年月日	平成 年 月 日
申立者	氏名 _____ ⑩
	住所 _____
	電話 _____ ()
	FAX _____ ()

[申立内容]

設置場所	
設置者氏名	
保証登録番号 (浄化槽番号)	
製造業者	
工事業者	
保守点検業者	
清掃業者	
使用開始年月日	平成 年 月 日
機能異常等の状況	
別添資料記載欄	

(様式第6号)

平成 年 月 日

浄化槽設置工事完了引渡確認書

(センター確認用)

一般社団法人兵庫県水質保全センターは、浄化槽保証制度に関する規約実施要綱第22条第2項の規定に基づき、以下の浄化槽の維持管理契約等を確認します。

設置場所						
工事完了年月日	平成 年 月 日					
用途別区分	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> 一般事務所 <input type="checkbox"/> 店舗(種別:) <input type="checkbox"/> その他()					
浄化槽使用者	住所					
	氏名		使用者人数 人			
浄化槽管理者	住所					
	氏名					
使用開始年月日	平成 年 月 日					
浄化槽の種別	合併 方式 人槽					
製造業者	住所					
	社名		届出番号			
保守点検業者	住所					
	社名		登録番号			
清掃業者	住所					
	社名		許可番号			
工事業業者	住所					
	社名		届出(登録)番号			
浄化槽設備士	住所					
	氏名		免許番号			
審査	局長	部長	課長	立会者	工事完了引渡確認日	
					年月日	平成 年 月 日
					場所	
備考						

注：一般社団法人兵庫県水質保全センターは、個人情報保護法に基づき浄化槽設置工事完了届に関して事業目的以外に使用しないことを確約します。

(様式第7号)

平成 年 月 日

浄化槽設置工事完了届

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 殿

届出者（法人にあつては、名称及び代表者名）

住 所 _____

名 称 _____

氏名(代表者名) _____ ⑩

電 話 _____ (_____) _____

浄化槽保証制度に関する規約実施要綱第22条第3項の規定に基づき届出します。

設 置 場 所					
工事完了年月日	平成 年 月 日				
用 途 別 区 分	<input type="checkbox"/> 一般家庭 <input type="checkbox"/> 一般事務所 <input type="checkbox"/> 店舗（種別： _____） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）				
浄化槽使用者	住 所				
	氏 名	使用者人数	人		
浄化槽管理者	住 所				
	氏 名				
※1) 使用開始年月日	平成 年 月 日				
浄化槽の種別	合併 _____ 方式 _____				人槽
製 造 業 者	住 所				
	社 名	届 出 番 号			
保 守 点 検 業 者	住 所				
	社 名	登 録 番 号			
清 掃 業 者	住 所				
	社 名	許 可 番 号			
工 事 業 者	住 所				
	社 名	届出(登録)番号			
浄化槽設備士	住 所				
	氏 名	免 許 番 号			
※2) 審 査	局 長	部 長	課 長	立会者	立会日及び場所
					年月日 平成 年 月 日
					場 所 _____
※2)備 考					

※1：建売物件等で1年以上入居者が決定しない場合には、「使用開始年月日」に代えて「工事完了引渡予定日」を記載する。

※2：審査欄及び備考欄はセンター記入欄

注：一般社団法人兵庫県水質保全センターは、個人情報保護法に基づき浄化槽設置工事完了届に関して事業目的以外に使用しないことを確約します。

(様式第8号)

